

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和三十九年政令第十四号）  
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(削除)</p> <p>第七条～第十条 (略)</p> <p>(採択地区協議会の組織及び運営)</p> <p>第十一条 採択地区協議会は、関係市町村の教育委員会が採択地区協議会の規約の定めるところにより指名する委員をもつて組織する。</p> <p>2 採択地区協議会に会長を置き、採択地区協議会の規約の定めるところにより、委員のうちから定める。</p> <p>3 会長は、会務を総理する。</p> <p>4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、採択地区協議会の組織及び運営に關し必要な事項は、採択地区協議会の規約で定める。</p> <p>(採択地区協議会の規約事項)</p>	<p>第七条 削除</p> <p>第八条～第十一条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(採択地区の設定の特例)</p>

第十二条 採択地区協議会の規約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 採択地区協議会の名称
- 二 採択地区協議会を設ける市町村の教育委員会
- 三 採択地区協議会の組織
- 四 教科用図書の選定の方法
- 五 採択地区協議会の経費の支弁の方法

(採択地区協議会の規約の変更)

第十三条 採択地区協議会を設けた市町村の教育委員会は、採択地区協議会の規約を変更しようとするときは、協議によりこれを行わなければならない。

(採択の時期)

第十四条 (略)

2 九月一日以後において新たに教科用図書を採択する必要が生じたときは、速やかに教科用図書の採択を行わなければならない。

第十五条 (略)

(発行者の指定の要件)

第十六条 法第十八条第一項第二号に規定する政令で定める要件は、次のとおりとする。

第十二条 都の区域のうち支庁の所管区域については、これを郡の区域とみなして、法第十二条第一項の規定を適用する。

(新設)

(採択の時期)

第十三条 (略)

2 九月一日以後において新たに教科用図書を採択する必要が生じたときは、すみやかに教科用図書の採択を行わなければならない。

第十四条 (略)

(発行者の指定の要件)

第十五条 法第十八条第一項第二号に規定する政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 会社にあつては資本金の額又は出資の総額が千万円以上、会社以外の者にあつては文部科学省令で定める資産の額が千万円を超えない範囲内において文部科学省令で定める額以上であること。

二 〇四 (略)

第十七条 (略)

一 会社にあつては資本金の額又は出資の総額が千万円以上、会社以外の者にあつては文部科学省令で定める資産の額が千万円を超えない範囲内において文部科学省令で定める額以上であること。

二 〇四 (略)

第十六条 (略)